

住宅火災から身を守るろう



近年、全国で住宅火災により亡くなる人は年間1,000人を超えています。その7割が火災に気付くのが遅れ命を落としています。そこで、住宅火災の早期発見、逃げ遅れを防ぐことを目的に、消防法や市火災予防条例で設置が義務付けられた「住宅用火災警報器」についてお知らせします。

減らない住宅火災 犠牲者の7割が逃げ遅れ

下段の円グラフは、平成16年度中に全国で発生した「建物火災に占める住宅火災の割合」と、「建物火災における住宅火災の死者数の割合」を示したものです。

建物火災のうち約6割が住宅火災で、さらに住宅火災で亡くなった人は、建物火災全体の約9割に達しています。また、そのうち8割が「寝室」から発生した火災で、死因の7割が火災に気付かず「逃げ遅れ」によるものです。就寝時間中や物事に集中しているときには、火災に気付くのは遅れてしまいます。あつ

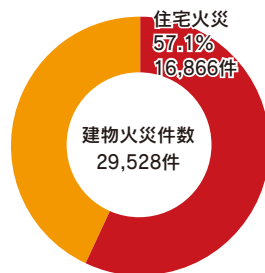
という間に広がる煙と火の中で素早く避難することは、とても困難です。犠牲者の半数以上が65歳以上の高齢者であることも大きな特徴です。

このような事態から近年、住宅火災において「いかに早く出火に気付くか」は、大きな問題となってきました。

6月1日から 火災警報器設置を義務化

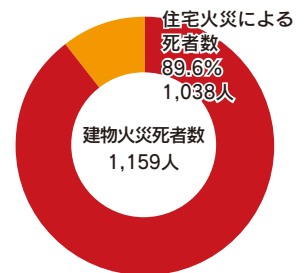
一戸建住宅やマンションなどの共同住宅の防火安全対策は、これまで個人に任されていたが、火災件数や犠牲者が一向に減らないことから、国は平成16年6月に消防法を一部改正し、すべての住宅へ住宅用火

建物火災に占める住宅火災



(平成16年度中・放火自殺者等を除く)
消防庁の資料より

建物火災における死者数



(平成16年度中・放火を除く)

た。災害警報器の設置を義務付けました。

これを踏まえ、市では国の基準に沿って火災予防条例を一部改正し、平成18年6月1日から施行します。新築住宅は6月1日から義務化され、既存住宅は平成20年6月1日までに設置することになりました。

火災は、いつどこで起きても不思議ではありません。火災警報器は「尊い生命・財産を自身で守る」ための防災機器です。各家庭で火を出さないための防火対策を考え、万一、火災になっても被害を最小限に食い止めるようにしましょう。

大切な命を守るための

住宅用火災警報器

Q & A

住宅用火災警報器の設置に関するこのことについては詳しくおまかせください



消防本部予防課
石川富康 副主査

Q どんな火災警報器があるの？金額は？
購入する場所は？

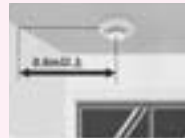
A 「煙」を感知するものと「熱」を感知するものがあり、「煙」を感知する警報器の設置が義務付けられました。形はメーカーによりさまざまです。電源は、電池式や100ボルトの家庭用電源で作動するものがあります。ホームセンターや電気店、防災設備取扱店などで販売され、1個5千円から1万5千円です。(展示場所はP16参照)



※購入するときは、日本消防検定協会鑑定マーク(右上)が付いているものを選びましょう。

Q どこに取り付けるの？

A 天井に取り付ける場合…火災警報器の中心を壁から60cm以上離して取り付けます。また、天井にはりがある場合には、火災警報器の中心から60cm以上離します。またエアコンや換気扇の吹き出し口付近では、1.5m以上離します。



Q 設置するところはどこ？

A 市では、設置場所を就寝中でもいち早く火災の発生を知ることができるよう寝室および階段としています。寝室は、普段就寝に使われている部屋で、子ども部屋など家族の居室などでも就寝に使われている場合は対象となります。また、階段は寝室がある階の最上部に設置します。調理や炊事など火気を使用する台所については、設置を努める場所として位置付けています。

Q 設置義務が適用されない住宅はありますか？

A マンションなどの共同住宅で、自動火災報知機やスプリンクラー設備などが設置されている場合や既に住宅用火災警報器と同等の性能を有する機器が設置されている場合は、設置義務が免除されます。

Q 住宅用火災警報器を設置しない場合、罰則などはありますか？

A 今回の消防法や市条例の改正は、市民の皆さんの大切な命を守るために、住宅火災の予防を推進するためのものです。したがって罰則規定はありません。皆さんのご協力をお願いします。

※住宅用火災警報器について、くわしくは市消防本部予防課(☎20-1591)または住宅用火災警報器相談室(☎0120-565-911)へ。

悪質な訪問販売などにご注意！

「法律が変わって、すぐに火災警報器を設置しなければいけなくなりました。付けないと罰則がありますよ」とうそをついたり、「消防署から点検に来ました」と言って、火災警報器を高額な値段で売りつける被害がすでに発生しています。消防署の名を語るなど、悪質な訪問販売には十分注意しましょう。

- ◆『火災警報器を設置しなければならない』と訪問してくる業者には注意！
- ◆「今だけ」・「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意！
- ◆消防署や市が直接、住宅用火災警報器を販売することはありません。
- ◆万一、被害に遭ってしまったら、すぐに消費生活センター(☎23-1161)へ。